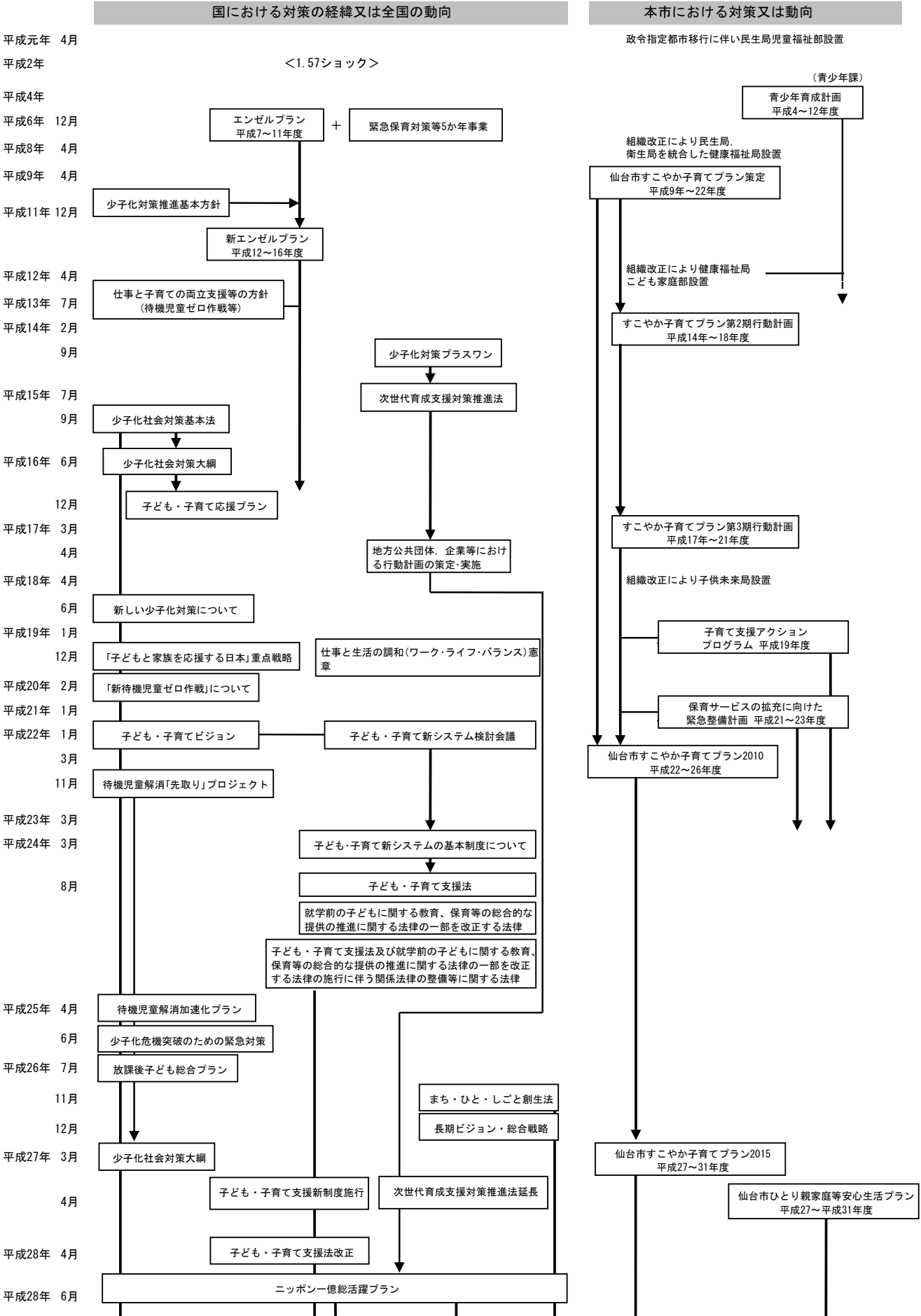


第5章 少子化・次世代育成支援対策等

第5章 少子化・次世代育成支援対策等

1 国及び本市の少子化・次世代育成支援対策の経緯





第5章 少子化・次世代育成支援対策等

2 少子化・子育て支援に係る主な動き(平成元年度以降の主なもの)

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 元年度		・ 政令指定都市昇格 ・ 区役所設置 ・ 児童相談所設置(移譲事務) ・ 私立保育所地域活動事業に対する助成事業開始 ・ 社会福祉施設運営費、整備費助成事業開始 ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業開始(移譲事務) ・ 育成医療給付事業開始(移譲事務) ・ 神経芽細胞腫検査事業開始(移譲事務) ・ 青少年指導センターに「ふれあい広場」設置
平成 2 年度	・ 平成元年版厚生白書の公表(1.57 ショック) ・ 老人福祉法等の改正(ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプが各福祉法において法定化)	
平成 3 年度	・ 「健やかに子供を産み育てる環境づくりについて」(健やかに子供を産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議)策定	・ 母子家庭等医療費助成に父子家庭が加わり「ひとり親家庭等医療費助成」に名称変更 ・ 児童の育つ環境づくりとして「子どもの育つまちづくり事業」開始
平成 4 年度	・ 育児休業法の施行 ・ ウェルカムベビーキャンペーン	・ 私立保育所措置児童欠員対策に対する助成事業開始 ・ 私立保育所増員調理員に対する助成事業開始
平成 5 年度	・ 国民生活白書「少子社会の到来、その影響と対応」刊行	・ 養護施設退所児童自立相談援助事業助成開始 ・ 一時保育事業開始
平成 6 年度	・ エンゼルプラン策定 ・ 緊急保育対策等 5 か年事業の策定	・ ひとり親家庭等医療費助成を母子・父子家庭医療費助成に名称変更 ・ 児童環境づくり懇話会設置
平成 7 年度		・ 公立保育所 12 か所、私立保育所 10 か所で 19 時までの延長保育を試行実施 ・ すこやか子育てプラン検討委員会を設置
平成 8 年度		・ 健康福祉局設置 ・ 区保健福祉センター設置 ・ 子育て支援ショートステイ事業開始
平成 9 年度	・ 児童福祉法の改正(保育施策の見直し・児童自立支援施策の充実、放課後児童健全育成事業の法定化等)	・ すこやか子育てプラン策定 ・ 子ども未来フォーラム開始
平成 10 年度		・ 保育所地域子育て支援事業開始 ・ 事業所内保育所施設助成事業開始 ・ 家庭保育福祉員(保育ママ)制度モデル事業開始 ・ 青少年指導センターのヤングテレホン相談を 24 時間 365 日体制に拡充
平成 11 年度	・ 少子化対策推進閣僚会議の設置 ・ 少子化対策推進基本方針の策定 ・ 新エンゼルプランの策定 ・ 児童買春・ポルノ禁止公布・施行	・ ヤングテレホン相談にフリーダイヤルを設置
平成 12 年度	・ 児童手当法の一部改正(就学前まで拡大) ・ 児童虐待防止法公布・施行	・ 健康福祉局内にこども家庭部設置

第5章 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 13 年度	・仕事と子育ての両立支援の方針について閣議決定	・教育委員会から留守家庭児童事業移管 ・産後ヘルプサービス事業開始 ・子育て支援ボランティア団体助成事業開始 ・ホームページ「のびすく」開設 ・待機児童ゼロ対策室設置 ・すこやか子育てプラン第 2 期行動計画策定
平成 14 年度	・育児・介護休業法の一部改正(時間外労働の制限) ・「少子化対策プラスワン」がまとめられる ・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」策定	・親子こころのクリニック設置 ・仙台すくすくサポート事業開始 ・せんだい保育室制度開始
平成 15 年度	・次世代育成支援対策推進法公布及び児童福祉法の一部改正(地域子育て支援事業の法定化) ・少子化社会対策基本法公布 ・母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法公布・施行 ・児童扶養手当法の一部改正施行	・子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」設置
平成 16 年度	・児童手当法の一部改正(小学校 3 学年修了まで拡大) ・少子化対策大綱策定 ・子ども・子育て応援プラン策定	・すこやか子育てプラン第 3 期行動計画策定
平成 17 年度	・次世代育成支援対策推進法の全面施行	・待機児童ゼロ対策室を保育課に統合 ・放課後児童健全育成事業助成事業開始
平成 18 年度	・児童手当法の一部改正(小学校修了までの拡大及び所得制限大幅緩和) ・新しい少子化対策(少子化社会対策会議)決定 ・「認定こども園法」公布・施行	・子供未来局設置 2 部 3 課 3 公所体制 ※これ以降の組織の変遷については、第 1 章の 4 に記載 ・子育て支援アクションプログラム策定・公表
平成 19 年度	・児童手当法の一部改正施行(3 歳未満の第 1 子、第 2 子の手当額の増額) ・児童虐待防止法等の改正(立入調査等の強化ほか) ・放課後子どもプラン策定 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 ・新待機児童ゼロ作戦	・仙台市放課後子どもプラン推進委員会設置 ・子育て支援室の設置 ・訪問型子育て支援事業の開始 ・新生児の全戸訪問開始 ・乳幼児医療費助成について通院の就学前までの拡大及び所得制限の緩和
平成 20 年度	・社会保障の機能強化のための緊急対策～5 つの安心プラン～ ・児童福祉法等の改正(子育て支援事業及び家庭的保育事業の法律上位置づけ、仕事と家庭の両立支援の促進等) ・「安心こども基金」を都道府県に造成	・妊婦健康診査の助成回数を 2 回から 10 回に拡大 ・母子家庭等就業・自立支援センター設置 ・要保護児童対策地域協議会設置 ・保育サービスの拡充に向けた緊急整備計画～待機児童ゼロを目指して～策定・公表
平成 21 年度	・「子ども・子育てビジョン」の策定 ・子ども・子育て新システム検討会議設置	・妊婦健康診査の助成回数を 10 回から 14 回に拡大 ・子育てふれあいプラザ「のびすく泉中央」設置 ・子育てふれあいプラザ「のびすく長町南」設置 ・仙台市すこやか子育てプラン 2010 策定

第5章 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 22 年度	・平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の公布・施行 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針の新たな合意 ・「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」の決定 ・子ども・若者ビジョンの策定 ・児童扶養手当法の一部改正(父子家庭まで対象を拡大) ・待機児童解消「先取り」プロジェクト	・次世代育成支援関連企業懇談会の開催
平成 23 年度	・平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律の施行 ・第 1 次地方分権一括法の公布 ・待機児童解消ゼロ計画の採択 ・第 2 次地方分権一括法の公布 ・平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の公布・施行 ・「子ども・子育て新システム基本制度」決定	・乳幼児家庭全戸訪問時における EPDS 全数実施 ・幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策の実施 ・乳幼児医療費助成を子ども医療費助成に改め、対象を拡大するとともに、利用者一部負担金を導入
平成 24 年度	・子ども・子育て関連 3 法の公布 ・児童手当法の一部改正(子ども手当廃止)	・幼稚園預かり保育推進事業の拡大 ・家庭保育福祉員(保育ママ)共同型開始 ・児童クラブの開設時間を延長するとともに、保護者負担制度を導入 ・原町児童館内で「のびすく宮城野」事業を開始 ・児童虐待防止推進員養成研修開始
平成 25 年度	・待機児童解消加速化プラン策定 ・少子化危機突破のための緊急対策決定	・母子家庭等就業・自立支援センターを改編し、母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターを設置 ・各区役所に保育サービス相談員を配置
平成 26 年度	・放課後子ども総合プラン策定 ・まち・ひと・しごと創生法の公布・施行 ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの策定 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略決定 ・少子化社会対策大綱策定	・児童虐待に係る医療ネットワーク事業開始 ・寡婦(寡夫)控除みなし適用の開始 ・仙台市すこやか子育てプラン 2015 策定 ・仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(平成 27 年度～平成 31 年度)策定 ・親子こころのクリニック廃止
平成 27 年度	・子ども・子育て支援新制度施行 ・次世代育成支援対策推進法延長 ・一億総活躍社会の実現に向けた取組	・特別児童扶養手当認定事務が県から移譲 ・各区役所に保育サービス相談員を 1 名ずつ増員
平成 28 年度	・子ども・子育て支援法の一部改正 ・ニッポン一億総活躍プランの策定 ・働き方改革実行計画の策定	・児童クラブ対象学年の段階的な拡大を開始 ・子育て世代包括支援センター事業開始 ・国家戦略特区を活用した地域限定保育士試験の実施、都市公園内への保育所整備
平成 29 年度	・子育て安心プランの策定 ・新しい経済政策パッケージの策定	・子育てふれあいプラザ「のびすく若林」設置 ・子ども医療費助成範囲の拡充 ・つながり・つながる仙台子ども応援プランー仙台市子どもの貧困対策計画ー策定 ・仙台市幼児教育の指針策定
平成 30 年度	・人づくり革命基本構想 ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布	・せんだい助産師サロンを開始 ・産後ケア事業、産婦健康診査へ費用助成開始

第5章 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
令和 元年度	・子ども・子育て支援法の一部改正 ・大学等における就学の支援に関する法律 ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年度版)の策定 ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ・幼児教育・保育の無償化開始	・宮城県と共同により、みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター開設 ・仙台市すこやか子育てプラン 2020 策定 ・仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン策定 ・仙台市社会的養育推進計画策定
令和 2 年度	・児童扶養手当法の一部改正(障害基礎年金等との併給調整の見直し) ・不妊に悩む方への特定治療支援制度の拡充(所得制限の撤廃等) ・少子化対策大綱策定 ・全世代型社会保障改革の方針の策定 ・新子育て安心プランの策定	・子ども家庭応援センター体制の整備 ・各区役所に保育給付課を設置 ・仙台市いじめ等相談支援室 S-KET を開設 ・各区役所保育給付課及び宮城総合支所保健福祉課への医療費助成関係業務の移管
令和 3 年度	・子ども・子育て支援法の一部改正 ・児童手当法の一部改正(令和 4 年 10 月支給分から高所得世帯の特例給付廃止) ・こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の策定 ・不育症検査費用助成事業開始	・5 歳児のびのび発達相談を開始 ・フツ化物歯面塗布助成事業を開始 ・ヤングケアラーに係る実態調査を実施 ・特定妊婦と疑われる者の産科受診等支援事業を開始
令和 4 年度	・こども基本法公布 ・子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正	・新生児誕生祝福事業を開始 ・つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン策定
令和 5 年度	・こども家庭庁設置 ・こども基本法施行 ・こども大綱の策定 ・こども未来戦略の策定 ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)の策定 ・こどもの居場所づくりに関する指針の策定 ・こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインの公表	・児童の保護者向け意識調査、こども・若者意識調査の実施 ・一般財団法人仙台こども財団の設立
令和 6 年度	・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法改正 ・保育政策の新たな方向性の公表	・結婚新生活支援事業を開始 ・男性育児奨励金制度の開始 ・こども若者応援推進本部の設置 ・せんだいこども若者プラン 2025 策定
令和 7 年度	・こども未来戦略に基づく「加速化プラン」の本格実施	・仙台こども財団公益財団法人化 ・出産育児支援金制度の開始 ・若い世代のライフデザイン支援事業の開始

※平成 17 年度までの市の動向等の各種事業開始等については、健康福祉局事業概要に掲載のものを記載。昭和 63 年度以前の市の事業等については、過去の健康福祉局事業概要を参照。

第5章 少子化・次世代育成支援対策等

3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援関連 3 法^{※1}」に基づき、平成 27 年 4 月から本格的に開始した制度である。

市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを踏まえ、認定こども園や保育所等の整備を計画的に進めるとともに、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のこども・子育て支援の充実に取り組むものである。

(2) 本市の取り組み

平成 25 年 4 月に、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等から構成される「仙台市子ども・子育て会議」を条例に基づき設置。従来から児童福祉に関する事項を審議してきた「仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」とともに、本市における今後の子育て支援施策や新制度における各種基準等について審議を行ってきた。

また、平成 27 年 3 月には、「市町村子ども・子育て支援事業計画^{※2}」を含む本市のこどもの育ちと子育て支援の総合的な計画である「仙台市すこやか子育てプラン 2015」を策定、同プランの計画期間 5 か年を終えた令和 2 年 3 月には、後継として「仙台市すこやか子育てプラン 2020」を策定し、令和 7 年 3 月には、現プランとなる「せんだいこども若者プラン 2025」を策定した。

※1 子ども・子育て関連 3 法…「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法

※2 市町村子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法に基づき市町村に策定が義務付けられている、子ども・子育て家庭の状況及び需要を踏まえた、5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援についての提供体制の確保や事業の円滑な実施などを定める計画

4 せんだいこども若者プラン 2025 の概要

(1) 計画策定の趣旨と経過

令和7年3月に策定した本計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法が規定する「市町村こども計画」と一体の計画として策定することとし、計画の名称も「せんだいこども若者プラン 2025」と改め、こどもの成長の喜びを家庭と地域でともに実感できる「子育てが楽しいまち・仙台」の実現を目指している。

また、本計画の策定にあたり、「子ども・子育てに関するアンケート」や「こども・若者アンケート」による WEB アンケートを実施したほか、関係団体及びこども・若者へのヒアリング、パブリックコメント等による意見聴取を実施し、その結果を踏まえながら、仙台市子ども・子育て会議において審議した。

※「せんだいこども若者プラン 2025」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体の計画として策定している。また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画(保育所等の整備に関する事項)」及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(以下「成育基本法」という。))に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「成育医療等に関する計画(母子保健に関する事項)」の内容を含み、そのほか、個別に策定しているこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び児童福祉法の施策推進を目的とした「社会的養育推進計画」の一部内容を含んでいる。

(2) 本市他計画との位置づけ

仙台市基本計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、こどもの育ちと若者支援・子育て支援に関わる事業に体系的に取り組んでいく。

【イメージ図】

仙台市基本計画

【まちづくりの理念】 挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “The Greenest City” SENDAI～

せんだいこども若者プラン2025

(令和7年度～令和11年度)

整合を図りながら推進

- ・仙台市教育構想2021
- ・男女共同参画せんだいプラン
- ・仙台経済 COMPASS
- ・仙台市障害者保健福祉計画
- ・せんだい支えあいのまち推進プラン
- ・いきいき市民健康プラン
- ・その他各種関連計画

仙台市基本計画に掲げるまちづくりの理念の実現に向け、5年間で取り組むこども・若者及び子育て支援の総合的な計画

【一体として策定】

市町村こども計画【こども基本法(こども大綱)】

市町村子ども・若者計画【子ども・若者育成支援推進法】

地域行動計画【次世代育成支援対策推進法】

市町村子ども・子育て支援事業計画【子ども・子育て支援法】

このほか、児童福祉法第56条の4の2に基づく市町村整備計画、成育基本法に基づく成育医療等基本方針を踏まえた成育医療等に関する計画(母子保健に関する事項)の内容を含む

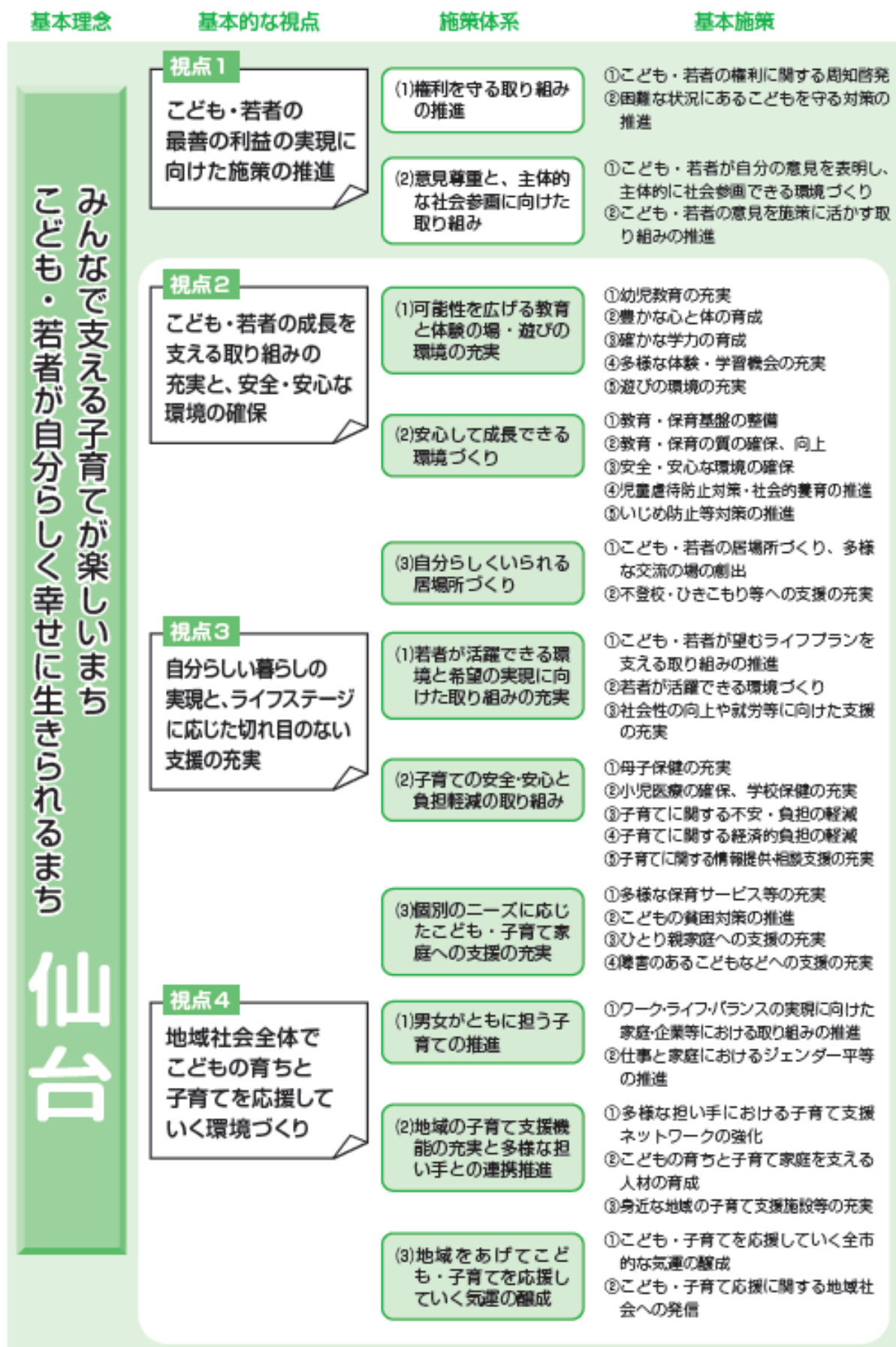
つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プラン
(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する市町村計画
・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画)

※一部内容を含む

仙台市社会的養育推進計画

※一部内容を含む

(3) 計画の体系



第5章 少子化・次世代育成支援対策等

(4) 計画の推進・評価

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置された合議制の機関である「仙台市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年その結果を公表する。

○計画の推進体制

① 庁内

こどもや若者、子育て家庭に関する施策は広範な分野にわたることから、こども若者応援推進本部により、教育局や経済局等の関係部局と連携を密にし、全庁的に施策を展開していく。

② 仙台こども財団

こどものすこやかな育ちと子育てを地域社会全体で支える気運を一層高めるとともに、こどもや子育て家庭をめぐる課題や多様化するニーズに的確に対応しながら、こどもを中心とした社会づくりを進めることを目的として、令和5年11月に仙台こども財団を設立した。財団と緊密に連携しながら、こども・若者施策を推進していく。

③ 市民、企業、地域、関係団体等

家庭や地域、企業などの相互の連携・協力を図りながら、計画を推進する。また、こども・子育て支援に関わる各団体との連携を図っていく。

○計画の評価

- ・ 施策の方向性ごとに数値目標を設定し、実績値や各種調査結果に基づき評価を行う。また、目標値を設定していないその他の事業についても、実施内容に基づき毎年評価を行い、子ども・子育て会議で本計画の進捗について報告する。
- ・ こども・若者及び子育て世帯に向けた WEB アンケート等を実施し、本市の施策についてアウトカム評価を行うとともに、その結果を公表する。また、こども・若者及び子育て当事者等の意見を適切に聴取・反映するため、令和10年度を目途に大規模なアンケート調査を実施する。
- ・ そのほか、社会・経済状況や市民ニーズの変化、国における新たな施策などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを実施する。